

筑穂地域包括支援センター　　運営規程
(指定介護予防支援事業及び介護予防マネジメント)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会が開設する筑穂地域包括支援センター（以下「センター」という。）が実施する指定介護予防支援事業及び介護予防マネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 要支援状態にある高齢者及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（以下「利用者」という。）が、その有する能力の維持及び向上を図るため、また、住み慣れた地域での生活を維持するため、利用者に応じた必要なサービスの提供がされるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 サービスの提供にあたっては、公正性及び中立性を重視して実施する。

4 指定介護予防支援等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては飯塚市、他の地域包括支援センター、介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(職員の職種・員数及び職務内容)

第3条 職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援（介護予防マネジメントを含む。以下同じ）の利用申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員（1名以上） 下記のいずれかの資格を有する者とする。

- ア 保健師又はこれに準ずる看護師等
- イ 社会福祉士又はこれに準ずる者
- ウ 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者
- エ 介護支援専門員

担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（営業日・営業時間）

第4条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

（指定介護予防支援の提供方法・内容）

第5条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談はセンター内、利用者の居宅その他必要と認められる場所において行う。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者の支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標設定を行う。
- (3) サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（介護予防マネジメントのものを含む。以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年飯塚市条例第38号）に従って実施する。

（利用料その他費用の額）

第6条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は飯塚市筑穂地区内とする。

(秘密保持)

第8条 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報家族の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第9条 自ら提供した指定介護予防支援事業又は自らが介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 利用者及びその家族から苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録する。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、指定介護予防サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(記録の整備)

第11条 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

- ① 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援の記録は、サービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間保存する。

ア 介護予防サービス計画（介護予防ケアマネジメントのものを含む。）

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ 評価の結果の記録

オ モニタリングの結果の記録

② 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録については、その記録の完結の日から2年間保管する。

ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

③ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録については、その記録の完結の日から2年間保管する。

④ 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録については、その記録の完結の日から2年間保管する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、委員会の開催、指針の整備、その他必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じる。

2 担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

第13条 指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

第14条 利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

第 15 条 利用者及びその家族等からの職員に対するハラスメント行為については、その発生理由や具体的な状況、利用者に与える不利益、サービス提供継続の可能性等について契約解除も含めた検討の上、利用者・家族との十分な話し合いを行い決定するものとする。

第 16 条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書兼重要事項説明書

(目的)

第1条 本契約は、筑穂地域包括支援センター（以下「事業者」という。）が、居宅要支援者（要支援1又は要支援2の認定を受けた者、及びチェックリストにより事業対象者として判定された者。以下「利用者」という。）からの依頼に基づき提供する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の23第1項に規定する指定介護予防支援及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 サービスの提供にあたっては、公正性及び中立性を重視して実施する。
- 4 指定介護予防支援等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては飯塚市、他の地域包括支援センター、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
- 6 指定介護予防支援等の提供に当たっては、法第18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(契約期間)

- 第3条 本契約の期間は、利用者が要支援認定者の場合には、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとする。
- 2 本契約の期間は、利用者が事業対象者の場合には、事業対象者として判定された日から起算して1年を経った月の末日までとする。
- 3 利用者が上記契約期間満了日までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合、本契約は自動更新するものとする。

(指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託)

第4条 事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る業務の一部を指定居宅介護支援事業者（以下「委託事業者」という。）に行わせることができる。

(支援内容)

第5条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の現状及び課題の把握
 - (2) 介護予防サービス計画（介護予防ケアマネジメントのものを含む。以下同じ。）原案の作成
 - (3) サービス担当者会議の開催
 - (4) モニタリング
 - (5) 要支援認定申請等代行
 - (6) 公正中立なケアマネジメントの確保
 - (7) 医療と介護の連携
- 2 前項各号に掲げる内容の詳細については別紙のとおりとする。

(利用料)

第6条 利用料は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、事業者が法第53条第4項の規定に基づき利用者に代わって次の各号に掲げる利用料に相当する保険給付を受領（以下「法定代理受領」という。）する場合は、この限りではない。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント料 | 4,512 円／月 |
| (2) 初回加算額（初回利用月及び利用再開月のみ） | 3,063 円／月 |
| (3) 委託連携加算（初回のみ） | 3,063 円／月 |

2 前項各号に規定する利用料は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）又は厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示93号）が改正された場合は、改正後の告示を基に算出した額を適用し文書にて交付する。

3 第1項ただし書きに規定する法定代理受領ができない場合においては、事業者は、利用者に対して前項の規定に基づき算定した利用料を請求するものとする。

4 前項の規定により利用者が事業者に対し利用料を支払ったときは、事業者は、指定介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）提供証明書を利用者に交付するものとする。

(個人情報保護)

第7条 事業者は、業務の実施に際して個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 事業者は、指定居宅介護支援事業者に業務の一部を実施させる場合は、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(サービス利用における留意事項)

第8条 利用者及び利用者家族等の禁止事項

- (1) 職員に対する身体的暴力
- (2) 職員に対する精神的暴力
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント

(契約終了)

第9条 本契約は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合は、有効期間の満了日前であっても契約を終了するものとする。

- (1) 利用者が、事業者の担当する圏域外に転出したとき。
- (2) 要介護認定又は要支援認定の結果が非該当または「要介護1以上」又は基本チェックリストにより事業対象者として判定されなかったとき。
- (3) 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用を開始したとき。
- (4) 利用者が自ら介護予防サービス計画を作成するとき。

(中途解約)

第10条 利用者は、本契約の有効期間の中途であっても、事業者の本契約の終了を希望する日の14日前までに申し出ることによって、この契約を解除することができる。

(契約解除)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が正当な理由なく利用者に係る指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施しないとき。
- (2) 事業者が故意又は重大な過失により利用者の身体、財産又は信用等を傷つけ若しくは著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき。

(3) 事業者が第7条の規定に違反したとき。

2 事業者は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 利用者が、第6条第2項に規定する利用料を支払わないとき。

(2) 利用者の責めに帰する事由により、この契約の履行が困難となったとき。

(3) 利用者及び利用者家族等が、第8条に規定する行為を行ったとき。

(苦情処理)

第12条 事業者は、作成した介護予防サービス計画に基づき利用者に提供するサービスに関する苦情申立又は相談に対して、速やかにかつ適切な対応を行うものとする。

2 前項に掲げる苦情申立等の窓口は別紙のとおりとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が生じたときは、速やかに利用者又はその家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を行うものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約により生じた紛争については、福岡地方裁判所飯塚支部をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は疑義が生じたときは、当事者協議のうえ、決定するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

事業者 法人所在地 福岡県飯塚市柏の森 956 番地 4
法人名称 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
代表者職氏名 会 長 渡 辺 康 臣
指定介護予防支援事業所所在地・名称
福岡県飯塚市長尾 911 番地 1
筑穂地域包括支援センター

利用者 住 所

氏 名

利用者家族 住 所

氏 名

続 柄

私（利用者又は利用者家族）は、事業者又は委託事業者から指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書兼重要事項説明書の説明を受け、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの開始及び指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して個人情報を使用することに関し同意します。

利用者 住 所

氏 名

利用者家族 住 所

氏 名

続 柄

説明者 所属： _____

氏名： _____

【別 紙】

1 事業者の概要

事業者の名称	筑穂地域包括支援センター
所在地	飯塚市長尾 911 番地 1
連絡先	Tel 0948-72-3155 Fax 0948-72-3165
管理者	大谷 道子
営業日	月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分
サービス提供地域	飯塚市筑穂地区内 ※ 介護保険法第13条が適用となる場合を除く。
サービス種類	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
介護保険事業者番号	4001800046
配置職員の職種	保健師又は経験のある看護師・社会福祉士又はこれに準ずる者・主任介護支援専門員又はこれに準ずる者・介護支援専門員の必要員数
第三者評価の実施状況	実施なし

- 2 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書兼重要事項説明書（以下「契約書」という。）第4条第1項各号に規定する内容の詳細については、次のとおりとする。また、指定介護予防支援事業者は指定介護予防及び介護予防ケアマネジメント業務を実施するにあたり「指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）を満たさなければならないものとする。

(1) 利用者の現状及び課題の把握

事業者又は委託事業者の担当者が利用者宅を訪問し、利用者（場合によっては利用者の家族を含む。以下「利用者等」という。）と面接し、利用者が居宅生活を営むにあたっての課題や問題点の把握を行うもの。

(2) 介護予防サービス計画原案の作成

要支援状態の軽減や悪化防止の観点に基づき、介護保険法等に基づく支援の内容及び支援の期間を記載した介護予防サービス計画表の原案を作成する。原案作成にあたっては、利用者等の希望等を勘案し主体的な参加が行えるものとする。また、原案に位置付ける指定居宅介護予防サービス事業が、特定の種類、又は特定の事業所、もしくは施設に不当に偏ることのないように行うものとする。なお、選定理由等についても、利用者又はその家族に対して懇切丁寧に説明を行うものとする。なお、利用者又はその家族は、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができるものとする。

(3) サービス担当者会議の開催

指定介護予防サービス事業者又は総合事業サービス事業者の担当者と共に利用者等と面接し、介護予防サービス計画原案の説明、指定介護予防サービス等の具体的な内容説明を行う。説明後、利用者等の同意を得て、介護予防サービス計画表を利用者に交付する。なお、指定介護予防サービス事業者等の担当者が同席できない場合は、事業者の担当者が指定介護予防サービスの具体的な内容説明を行うものとする。

(4) モニタリング

利用者の心身状況の変化及び介護予防サービス等の利用状況を把握し、介護予防サービス計画表に記載した目標の達成状況を確認する。また、モニタリングにあたっては利用者及びその家族、主治医、サービス事業者との連絡調整、サービス利用者の便宜を図り、モニタリング後は必要に応じて介護予防サービス計画の変更を行うものとする。

(5) 要支援認定申請等代行

利用者の更新申請又は心身の状態の変化に伴う認定区分の変更申請に関し、必要書類の作成及び申請代行など必要な支援を行うもの。

(6) 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者との契約にあたり、利用者は介護予防サービス計画に位置付ける介護予防サービス事業者等について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等の説明を行うものとする。

(7) 医療と介護の連携

- ①利用者等に対して、入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することとする。
- ②利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画を交付することとする。
- ③指定介護予防サービス事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当者自身が把握した利用者の状態等について、担当者から主治の医師等に必要な情報伝達を行うものとする。

3 利用者及び利用者家族等の禁止事項

契約書第8条並びに第11条2項の(3)による契約解除については、その発生理由や具体的な状況、利用者に与える不利益、サービス提供継続の可能性等を検討の上、利用者及び利用者家族等との十分な話し合いを行い決定するものとする。

4 契約書第12条第2項に規定する苦情申立等の窓口は次のとおりとする。

事業者	筑穂地域包括支援センター 所在地： 飯塚市長尾 911 番地 1 苦情担当者：センター管理者 電 話：0948-72-3155
-----	--

5 その他の相談窓口

保険者	飯塚市役所 介護保険担当課 所在地：飯塚市新立岩 5 番 5 号 電 話：0948-22-5500（代）
関係機関	福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係 （介護サービス相談窓口） 所在地：福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 電 話：092-642-7859